

## 06 外務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	アジア太平洋研究所プロジェクト	
要望事項 (事項名)	査証の取得及び上陸許可申請に係る基準の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034030	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>研究に係る在留資格に関する就業査証の取得及び当該在留資格による上陸許可申請について、従事しようとする研究分野における修士の学位又は3年以上の研究の経験を有することが必要とされているところ、我が国の研究機関に招聘され、当該研究機関において大学との共同研究に従事し、当該大学による修士の学位の授与が予定されている者については、これらの条件に該当しているものと見なすことを求める。なお、修士の学位が取得できなかった場合については、当該査証は直ちに失効することとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトが実施される予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究を行うこととし、その成果については、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつなげることとしている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与され、報酬も支払われるが、今後の活躍が期待される若手の研究者を中心とするため、修士の学位や3年以上の研究の経験を有しないが極めて優秀な者を招聘することも想定されるところ、現行制度ではそうした研究者は報酬を得て同研究所で共同研究プロジェクトに参加することが出来ない。そこで本提案を行うものであり、これが実現することにより、アジア・太平洋との連携を通じたイノベーションによる地域経済の活性化、地域の大学の活性化につなげることができると考えられる。</p>